

平成 22 年度

高齢者福祉サービスのご案内

各サービスを希望される方は申請書をご提出ください。サービスによっては訪問調査を行い、審査のうえ決定されます。

申・問／長寿はつらつ課 内2632～4 ☎463-1921

バス・鉄道共通カードの交付

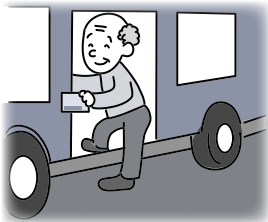
高齢者の外出支援を目的としてバス・鉄道共通カードの給付を行います。

対象者／平成23年3月31日現在で70歳以上の方
※対象者には後日引換券を送付します。

引換方法／引換券を引換窓口にご持参ください。
※引換券の送付時期、引換開始日等は広報あさか6月1日号でお知らせします。

引換窓口／市役所長寿はつらつ課・内間木支所および各出張所・各老人福祉センター・各公民館
※閉所日・休館日を除く午後5時15分まで

給付金額／3,000円分を年間1枚交付



安心見守り通報システムの設置

65歳以上の1人暮らし等の方で、日常生活において不安を感じる方に、緊急時、ボタンを押すことで消防署に通報できる機器を有料で設置します。

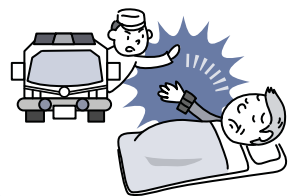
対象者／65歳以上の1人暮らし等の方（慢性疾患が無くても日常生活に不安を感じる方）

利用料金／月500円（ただし、生活保護受給者等については無料）



緊急通報システムの設置

65歳以上の1人暮らし等の方で、慢性的に心臓疾患等をお持ちの方に、緊急時、ボタンを押すことで消防署に通報できる機器を無料で設置します。



対象者／心臓疾患や脳疾患等の慢性疾患をお持ちの65歳以上の一人暮らし等の方

利用料／無料

配 食 サ ー ビ ス

自ら食事づくりが困難な方の自宅に、栄養のバランスのとれた昼食をお届けします。また、配食時に利用者の安否確認を行います。

対象者／65歳以上の1人暮らし等の方で、食事の支度が困難で、ほかの方から食事の提供を受けられない方

利用者負担／1食あたり400円（食券を事前購入してください）。

お弁当の種類／普通食・きざみ食・おかゆ



移 送 サ ー ビ ス

医療機関の入退院時等や介護保険施設を利用する際、寝台または車いすに乗りながら乗降できる移送用車両による移送サービスを提供します。

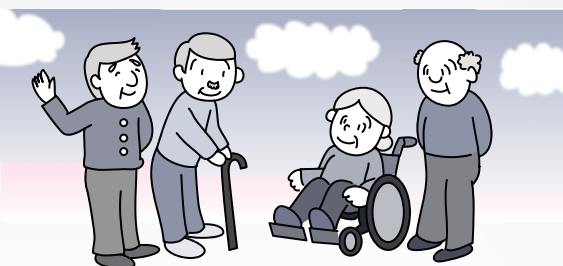
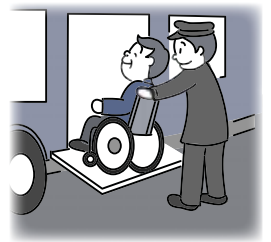
対象者／65歳以上の方で、寝たきりまたは常時車いすを利用しており、家族等による移送や、一般の交通機関による移動が困難な方

利用者負担／

①ワンボックスロング…30分につき3,000円の1割（300円）

②軽自動車…30分につき2,000円の1割（200円）

*ひとつきの利用限度は移送費用3万円（利用者負担で3,000円）までです。



訪問理美容サービス

寝たきりまたはそれに準じた状態の方に、市が委託した理髪師または美容師を派遣します。

対象者／65歳以上の在宅の方で身体機能の低下や病気等により理容店や美容室等に出向くことが困難な方

利用限度／年6回（ただし、支給が決定された時期で異なります）。

費用負担／市が理美容師の出張料金（2,000円）を負担し、カット料金等については利用者の負担となります。



公衆浴場入浴券交付

自宅に入浴設備がなく、公衆浴場を利用している方に入浴券を交付します。



対象者／65歳以上の1人暮らし等の方で自宅に入浴設備がない方

支給形態／週1枚、夏季（6月から9月）は週2枚交付します。

生活支援員の派遣

日常生活で支援を必要とする65歳以上の方が、自立した生活が送れるよう、ホームヘルパーを派遣します。

対象者／次の①または②の要件に該当する方

①介護保険の要介護・要支援認定で非該当（自立）と判定された方で家事（身体）援助が必要な方

②介護保険の要介護認定を受けている方で、介護保険の適用外のサービスが必要と認められる方

利用者負担／介護保険に準じた額（ただし、生活保護受給者については無料）。



寝具乾燥車の派遣

寝たきりなど身体上の理由で寝具類を干すのが困難な高齢者の方に月2回、寝具類乾燥車を派遣します。

対象者／65歳以上の在宅の方で、身体の障害などがあり、介護や手助けを受けられない状況の方で、住民税が非課税の方。

利用者負担／なし

紙おむつの支給

在宅で寝たきりなどの状態にある方に紙おむつを支給します。

対象者／65歳以上の在宅の方で、寝たきりおよび重度の認知症のため、失禁状態にあり、住民税が非課税の方

※生活保護受給者で、紙おむつの支給を受けられている方は、対象外となります。

支給形態／

- ①紙おむつのみ
- ②リハビリパンツのみ
- ③尿とりパッドのみ
- ④紙おむつと尿とりパッドのセット
- ⑤リハビリパンツと尿パッドのセット

利用者負担／なし

ねたきり老人等手当の支給

病気等により6か月以上寝たきりや、重度の認知症の状態にある在宅の高齢者に、「ねたきり老人等手当」を支給します。

対象者／65歳以上の方で病気等により6か月以上寝たきりや、重度の認知症の状態にある方

※介護保険施設、養護老人ホーム、障害者更生施設などに施設入所している方は対象外となります。

支給額／1か月あたり1万円（年3回 8月・12月・4月に支給します）。

